

6. 法的脳死判定の流れ

6-3) 平成 22 年 7 月の改正法では、どのような事項が変更追加されたのですか

従来の臓器移植法は、本人の書面による臓器提供の意思表示があり、かつ家族が承諾する場合に限って、法的脳死判定により脳死と判定され、脳死下臓器提供が可能でした。

本人の書面による臓器提供の意思表示は、民法上の遺言可能年齢等に従い 15 歳以上が有効であるため、小児の脳死下臓器提供は不可能でした。

しかし、改正臓器移植法では、本人の意思が不明であった場合に、家族の承諾で脳死下臓器提供が可能となり、そのことにより 15 歳未満の脳死下臓器提供は可能となりました。また、生後 12 週以上 6 歳未満の法的脳死判定基準が定められています。

他の変更点は、臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示がある場合に、一定条件が整えば、配偶者、親、子に限って親族優先提供が可能となりました。さらに、運転免許証ならびに健康保険証に臓器提供意思表示欄が設けられることとなりました。下表に改正前後の変更点をまとめました。

法改正前と法改正後の比較

	法改正前	法改正後	施行日
親族優先提供	できない	できる	2010年 1月17日
法的脳死判定と臓器提供の要件	本人の書面での意思表示および家族が拒まないまたは家族がいらない	①法改正前と同じ ②または本人意思不明の場合(拒否意思表示がない)は家族の書面承諾	2010年 7月17日
15歳未満の脳死臓器提供	できない	できる	
普及啓発活動	—	運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
被虐待児への対応	—	虐待を受けて死亡した児童から臓器を提供されることのないように適切に対応	